

青少年育成鳥取市民会議助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年育成鳥取市民会議助成金（以下「本助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、青少年の健全育成に関する活動を行う団体を支援することにより、青少年団体等の活性化と青少年の健全育成を図ることを目的として交付する。

(助成対象団体)

第3条 本助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象団体」という。）は、別表第1第1欄に掲げる事業の区分ごとに同表第2欄に掲げる団体とし、同表第1欄に掲げる(3)の事業を行う団体は会員から募り、選定する。

2 同一中学校区で複数の応募がある場合は、上限2団体までとする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表第1第1欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国または地方公共団体等から補助事業の対象となった事業については、本助成金を交付しないこととする。

(交付申請の時期)

第5条 本助成金の交付申請は、会長が別に定める日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 本助成金の交付決定は、交付申請を受けた日から30日以内に、助成金検討委員会を設けて、決定する。

2 助成対象事業は、交付決定の日以降に開始し、募集のあった年度の3月31日までに完了することを原則とする。

3 別表第1第1欄(1)、(2)において、交付決定の日以前に開始する必要がある場合は、予め市民会議に協議のうえ事業を行うことができる。

(助成金検討委員会)

第7条 助成金検討委員会は、委員5人以内で組織する。

2 助成金検討委員は、会長が選任する。

(助成対象経費)

第8条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に要する経費で別表第2に掲げるとおりとする。

(助成金の算定等)

第9条 本助成金は、別表第1第1欄に掲げる事業の区分ごとにそれぞれ同表第3欄に定めるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付対象事業の中止、変更等)

第10条 交付対象事業について、以下に該当する変更を行う時は予め市民会議と協議する。

- (1) 交付対象事業の中止
- (2) 大幅な実施内容の変更

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本助成金について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。


附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条、第9条関係)

1 助成対象事業	2 助成対象団体	3 助成金の額	4 備考
<p>(1) 地域活動助成事業</p>	<p>青少年育成地区会議 (育成協議会)</p>	<p>助成対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定した額と4万円のいずれか低い額</p>	<p>本表第1欄(2)を実施する団体へは助成金は交付しない。</p>
<p>(2) 青少年のための明るいまちづくり事業</p>	<p>当該年度にモデル地区に指定された青少年育成地区会議(育成協議会)</p>	<p>助成対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定した額と8万円のいずれか低い額</p>	
<p>(3) 青少年団体・非行防止助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成のための地域間交流、世代間交流活動等 ・社会奉仕活動への参加 (環境美化活動・環境保護・資源を大切にす運動等) ・環境浄化活動 (不良図書、有害物品の販売自粛、有害図書自販機の点検および追放運動、通学路での子どもの見守り、あいさつ運動、地域の清掃等美化活動の推進) ・青少年非行防止のための活動 (非行防止組織の確立、活動計画の樹立、非行防止のための研修会等) 	<p>青少年団体活動と非行防止活動に取り組む青少年育成団体 従前の青少年団体助成と非行防止助成事業を統合。</p>	<p>助成対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定した額と8万円のいずれか低い額</p> <p style="text-align: center;">  6万円 </p>	
<p>(4) 青年のイベント助成事業 小学校区を越えた範囲に在住する青少年が参加する事業。</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; width: 100px; height: 40px; margin: 20px auto; text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 廃止 </div>	<p>鳥取市に居住、在勤又は在学している35歳未満の者で構成される団体であること。</p>	<p>助成対象経費の合計額(助成事業に要する経費の総額から事業収入(本助成金を除く。)を除外した額を限度とする。)に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)以内で算定した額と8万円のいずれか低い額</p>	<p>(1) 同一の対象団体に対する本助成金の交付は、同一年度につき1回限りとする。 (2) 連続して3回以上本助成金の交付を受けている場合を除く。 (3) 政治活動、宗教活動又は営利事業を行わないこと。</p>

別表第2 (第8条関係)

助成対象経費

次に掲げる経費、ただし会の構成員に対するもの及び備品購入は除く。

- ・報償費 (講師・専門家等への謝礼等)
- ・旅費 (講師・専門家等の交通費、通行料金等)
- ・需用費 (チラシ・ポスター等の印刷費・材料費、消耗品費等)
- ・役務費 (通信運搬に係る経費、保険料等)
- ・使用料及び賃借料 (会場使用料、車両・機械等の賃借料等)